洪水、高潮時（洪水時等）の避難確保計画

（施設名）

（目的）

第１条　〇〇は、洪水時等の被害から利用者、職員の生命、身体及び財産を確保するため、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

（洪水時等の避難確保計画の適用範囲及び期間）

第２条　この避難確保計画は、職員及び利用者等、〇〇に関係する全ての者に適用し、令和〇年〇月〇日から施行する。

（自衛水防組織）

第３条　〇〇の自衛防水組織として、〇〇長を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 役職等 | 任務 |
| 統括管理者 | 〇〇長 | ・各係の指揮 |
| 情報伝達係 | 〇〇主任 | ・情報収集及び伝達・関係者及び関係機関との調整 |
| 避難誘導係 | 〇〇担任 | ・避難誘導の実施・未避難者の確認 |

（自衛水防組織員の防災教育及び訓練）

第４条　自衛水防組織員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年１回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

（災害リスクのある河川及び水位の確認方法）

第５条　〇〇が立地している場所に影響のある河川及びその確認方法については、以下のとおり。な

お、基本的には、川の水位情報を注視することとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 河川名 | 観測所 | 確認方法 |
| ○○川 |  | 川の水位情報 | https://k.river.go.jp/?zm=5&clat=35.687088&clon=138.45645728125004&t=0&dobs=1&drvr=1&dtv=1&dtmobs=1&dtmtv=1 |
| 川の防災情報 | https://www.river.go.jp/index |

（避難フロー）

第６条　大雨警報等発表の場合、〇〇では以下のとおりの手順で対応する。なお特別警報の発表が見込まれる場合は、事前に営業を停止し、その旨を利用者に伝える。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【フェーズ１】警報に切り替わる見込みの大雨注意報発表洪水注意報発表高潮注意報発表 | 【フェーズ２】大雨警報発表洪水警報発表高潮警報発表 | 【フェーズ３】【警戒レベル３】高齢者等避難開始発令 | 【フェーズ４】【警戒レベル４】避難指示発令〇〇川　危険水位到達時 |
| 平日昼間台風接近時 | ・情報収集・保護者への連絡準備・避難に向けた準備 | 保護者への連絡 | 避難開始（自動車での避難）（想定避難者数：〇名）（避難先：〇〇） | 避難完了 |
| 平日昼間緊急避難を要する大雨時 |  |  |  | 避難開始（自動車での避難）（想定避難者数：〇名）（避難先：〇〇） |
| 土曜日昼間台風接近時 | ・情報収集・保護者への連絡準備・避難に向けた準備 | 保護者への連絡 | 避難開始（自動車での避難）（想定避難者数：〇名）（避難先：〇〇） | 避難完了 |
| 土曜日　昼間緊急避難を要する大雨時 |  |  |  | 避難開始（自動車での避難）（想定避難者数：〇名）（避難先：自動車で高台へ） |

（１）　避難所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

（情報収集及び伝達）

第６条　情報収集については、次のように定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、三重県土砂災害提供システム |
| 河川情報 | テレビ、ラジオ、川の防災情報、川の水位情報 |
| 高齢者等避難避難指示 | テレビ、ラジオ、防災行政無線、桑名市ホームページ、桑名市災害時緊急メール、緊急速報メール、エリアメール |

（１）　重要な情報については、統括管理者に連絡するとともに、緊急連絡網等を活用し、関係者で情報共有を行う。

（設備等）

第７条　情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとし、日頃からその維持管理に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集・伝達 | パソコン、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット |
| 避難誘導 | 名簿、懐中電灯、拡声器、食料、防寒具、雨具、乳母車等 |